

○総務文教委員長報告

総務文教委員長 上田 公司

総務文教委員長報告

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第12号 鳴門市個人情報保護条例の一部改正について」ほか議案9件であります。

当委員会は、去る、2月28日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案10件については、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第12号 鳴門市個人情報保護条例の一部改正について」は、デジタル時代を見据えた、個人情報の保護に関する法律等が改正されたことに伴い、引用条項の改正を行うものであります。

委員からは、今回の個人情報保護制度の見直しの概要について質疑があり、理事者からは、現状の個人情報保護制度は制度を実施する主体により、適用される法令が異なっているが、今回の見直しにより、適用される法令を個人情報保護法に一本化し、それぞれの特性に応じて、個人情報保護に関する規律を統一するものであるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第13号 鳴門市事務分掌組織条例の一部改正について」及び「議案第14号 鳴門市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について」は、令和4年度の組織・機構の見直しに伴い、新たに部を設け、教育委員会が所管する文化財の保護に関する事務について市長の権限に移管するなど各部の事務分掌を見直すため、所要の改正を行うものであります。2議案は関連する議案であるため、一括議題とし、同時に説明を受け審査を行いました。

委員からは、文化財の保護に関する事務を市長部局へ移管することによる効果について質疑があり、理事者からは、学術的価値を十分踏まえたうえで、文化行政を担う市長部局で総合的・一体的に実施し、歴史的、文化的資産の保存

継承及び文化芸術の振興と本市の活性化を相乗的に推進するものであるとの説明がありました。

また、委員からは、組織機構の見直しに伴い、新たに部を設ける理由について質疑があり、理事者からは、環境局、経済局をそれぞれ、環境共生部、産業振興部に改編し、部・局・課の三層制から、部・課の2層制へ移行することにより、迅速な意思決定、職務権限の明確化が図られるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、議案第13号及び議案第14号はいずれも全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第15号 鳴門市職員の修学部分休業に関する条例の制定について」は、地方公務員法に規定する修学部分休業の制度を導入するため、新たに条例を制定するものであります。

委員からは、条例を制定する理由について質疑があり、理事者からは、市民ニーズの複雑化等により職員の幅広い能力開発、高い専門性が求められており、より柔軟に知識や技能を習得する人材育成の機会を設ける観点から条例を制定する必要があると判断したものであるとの説明がありました。

また、委員からは、この制度を活用することによる人材育成をどのように考えているのかとの質疑があり、理事者からは、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、修学のための部分休業を承認することができることとされていることから、業務を推進するうえで有益な資格の取得などが考えられるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第16号 鳴門市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」は、地方公務員法に規定する自己啓発等休業の制度を導入するため、新たに条例を制定するものであります。

委員からは、公務の運営に支障がないことが自己啓発等休業を承認することができる要件の一つとなっているが、この要件を満たすことが難しいのではないのかとの質疑があり、理事者からは、会計年度任用職員等の配置並びに事務分掌の見直しなどを行っても、なお、公務の運営に支障がある場合は承認されないこともあるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第17号 鳴門市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」は、地方公務員法に規定する配偶者同行休業の制度を導入するため、新たに条例を制定するものであります。

委員からは、例として、市職員の配偶者が、外国で勤務する必要が生じた場合に、市職員が配偶者の海外での勤務に同行するために要件を満たせば休業することが、可能となるとの理解でよいのかとの質疑があり、理事者からは、そのような事例が想定されるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第18号 鳴門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、育児又は介護を行う職員及び障害の特性等に応じた早出遅出勤務制度を導入するため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、要件を満たし請求があれば、公務の運営に支障がある場合を除き早出遅出勤務を認めることとしているが、公務の運営に支障がある場合の対応について質疑があり、理事者からは、当該職員が請求する時点における、業務内容や業務量、また代替措置などを総合的に勘案して行われるものであるが、例えば、必ず出席しなければならない会議などが開催される場合などは、その部分に関しては認められないこともありうるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第19号 鳴門市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、人事院勧告に伴い、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件が緩和されることから、国家公務員との均衡の原則により、所要の改正を行うものであります。

委員からは、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和の内容について質疑があり、理事者からは、会計年度任用職員が育児休業を取得する場合において、従来、要件とされていた在職期間の規定が削除されることにより、取得要件が緩和されるとの説明がありました。

また、委員からは、男性職員の育児休業の取得率について質疑があり、理事者からは、令和2年度実績において、71.4%に増加している、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第20号 鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」は、人事院勧告に伴い、国家公務員の給与改定が行われることから、本市職員の給与についてもこれに準じて改定を行うなど、所要の改正を行うものであります。

委員からは、改定により減額される期末手当の額について質疑があり、理事者からは、令和4年度の期末手当支給分として約3,400万円、令和3年12月の期末手当支給分として、約2,800万円がそれぞれ減額されるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第21号 鳴門市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律により、株式会社日本政策金融公庫等が行う年金担保貸付事業が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。

御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。